

2025年3月31日

各位

会社名 株式会社メタプラネット
代表者名 代表取締役社長 サイモン・ゲロヴィッチ
(スタンダードコード: 3350)
問合せ先 IR部長 中川 美貴
電話番号 03-6772-3696

資金使途の変更に関するお知らせ

当社は、本日2025年3月31日付の「第10回普通社債の発行に関するお知らせ」にて公表したとおり、株式会社メタプラネット第10回普通社債を発行し、社債権者であるEVO FUNDより、20億円の入金を確認いたしました。

これにより、2025年3月18日付「資金使途の変更に関するお知らせ」の「2. 内容」に記載しておりました資金使途について、下記のとおり一部変更することといたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

第10回普通社債の発行で調達した資金は2025年1月28日付「第三者割当による第13回乃至第17回新株予約権（行使価額修正条項付及び行使停止条項付）の発行及び新株予約権の買取契約の締結に関するお知らせ」における調達した資金の具体的な使途であるビットコインの購入に充当する予定であり、代わりに、償還するための資金については第14回乃至第17回新株予約権の行使によって調達した資金により確保をすることとしたためであります。

2. 内容

本資金使途の変更内容は以下のとおりとなります。（変更箇所は下線で示しております。）

【変更前】

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
① 社債の償還	<u>10,000</u>	2025年2月～2025年9月
② ビットコインの購入	<u>101,313</u>	2025年2月～2027年2月
③ ビットコイン・インカム事業	5,000	2025年2月～2025年12月
合計	116,313	

(中略)

調達する資金の使途の詳細は以下のとおりです。

① 社債の償還

当社は2025年2月10日付の取締役会決議により、同月13日にEVO FUNDに対して40億円の第6回普通社債（金利年率0%）を発行いたします。同社債の発行により調達した資金は、ビットコインの購入に充当いたします。同社債の償還期日は2025年8月12日であるため、当社は、本新株予約権の発行と行

使により返済原資を確保することにいたします。

また、当社は2025年2月27日付の取締役会決議により、同日にEVO FUNDに対して20億円の第7回普通社債（金利年率0%）を発行いたします。同社債の発行により調達した資金は、ビットコインの購入に充当いたします。同社債の償還期日は2025年8月26日であるため、当社は、本新株予約権の発行と行使により返済原資を確保することにいたします。

また、当社は2025年3月12日付の取締役会決議により、同日にEVO FUNDに対して20億円の第8回普通社債（金利年率0%）を発行いたします。同社債の発行により調達した資金は、ビットコインの購入に充当いたします。同社債の償還期日は2025年9月11日であるため、当社は、本新株予約権の発行と行使により返済原資を確保することにいたします。

また、当社は2025年3月18日付の取締役会決議により、同日にEVO FUNDに対して20億円の第9回普通社債（金利年率0%）を発行いたします。同社債の発行により調達した資金は、ビットコインの購入に充当いたします。同社債の償還期日は2025年9月17日であるため、当社は、本新株予約権の発行と行使により返済原資を確保することにいたします。

【変更後】

具体的な用途	金額 (百万円)	支出予定時期
① 社債の償還	<u>12,000</u>	2025年2月～2025年9月
② ビットコインの購入	<u>99,313</u>	2025年2月～2027年2月
③ ビットコイン・インカム事業	5,000	2025年2月～2025年12月
合計	116,313	

(中略)

調達する資金の用途の詳細は以下のとおりです。

① 社債の償還

当社は2025年2月10日付の取締役会決議により、同月13日にEVO FUNDに対して40億円の第6回普通社債（金利年率0%）を発行いたします。同社債の発行により調達した資金は、ビットコインの購入に充当いたします。同社債の償還期日は2025年8月12日であるため、当社は、本新株予約権の発行と行使により返済原資を確保することにいたします。

また、当社は2025年2月27日付の取締役会決議により、同日にEVO FUNDに対して20億円の第7回普通社債（金利年率0%）を発行いたします。同社債の発行により調達した資金は、ビットコインの購入に充当いたします。同社債の償還期日は2025年8月26日であるため、当社は、本新株予約権の発行と行使により返済原資を確保することにいたします。

また、当社は2025年3月12日付の取締役会決議により、同日にEVO FUNDに対して20億円の第8回普通社債（金利年率0%）を発行いたします。同社債の発行により調達した資金は、ビットコインの購入に充当いたします。同社債の償還期日は2025年9月11日であるため、当社は、本新株予約権の発行と行使により返済原資を確保することにいたします。

また、当社は2025年3月18日付の取締役会決議により、同日にEVO FUNDに対して20億円の第9回普通社債（金利年率0%）を発行いたします。同社債の発行により調達した資金は、ビットコインの購入に充当いたします。同社債の償還期日は2025年9月17日であるため、当社は、本新株予約権の発行と行使により返済原資を確保することにいたします。

使により返済原資を確保することにいたします。

また、当社は2025年3月31日付の取締役会決議により、同日にEVO FUNDに対して20億円の第10回普通社債（金利年率0%）を発行いたします。同社債の発行により調達した資金は、ビットコインの購入に充当いたします。同社債の償還期日は2025年9月30日であるため、当社は、本新株予約権の発行と行使により返済原資を確保することにいたします。

3. 今後の見通し

今回の資金使途変更による当社グループの当期の連結業績に与える影響はございませんが、今後、開示すべき事項が生じた場合には、速やかに公表いたします。

以上